

44万世帯影響 辰巳議員が撤回要求

# 家賃扶助減で転居も

4/8 市旗

## 参院厚労委

生活保護世帯の家賃にあたる住宅扶助の削減によって44万世帯が転居を迫られる恐れが、7日の厚労委員会で日本共産党の辰巳孝太郎参院議員の質問で明らかになりました。

住宅扶助基準が下げられようとしているため、現在の家賃より同基準が低い場合、転居を余儀なくされる



質問する辰巳孝太郎議員=7日、参院厚労委

ことになります。

も低くなっています。

辰巳氏は、生活保護の住宅扶助を190億円、冬季加算(暖房費)を30億円削減する政府の姿勢を批判し、「厚労省の審議会でも引き下げる懸念が相次ぐなか、強行しようとしている」と述べ、住宅扶助削減で影響を受ける世帯数を質問。厚労省の鈴木俊彦社会・援護

局長は「44万世帯」と答弁しました。辰巳氏は「生活保護世帯全体の27%にあたる3

～4世帯中1世帯が転居を迫られる」と批判し、削減計画の撤回を求めました。生活保護世帯の最低居住面積水準達成率は単身世帯46%、2人以上世帯67%とある」と説明を繰り返し一般世帯と比べて20～30歳、

## 住宅扶助基準の見直しの具体例

### 住宅扶助特別基準（上限月額）

	単身世帯		2人世帯	
	現行	見直し後	現行	見直し後
東京都1級地	5.4万円	5.4万円 (±0)	7万円	6.4万円 (6千円引き下が)
大阪府1級地	4.2万円	3.9万円 (3千円引き下が)	5.5万円	4.7万円 (8千円引き下が)
埼玉県2級地	4.8万円	4.3万円 (5千円引き下が)	6.2万円	5.2万円 (1万円引き下が)
香川県3級地	3.3万円	3.2万円 (1千円引き下が)	4.3万円	3.8万円 (5千円引き下が)

出典：厚生労働省資料から辰巳事務所作成

住宅扶助 健康で文化的な生活水準の保障を理念とする生活保護法にもとづき、地域と世帯人数ごとに決めた基準額を上限に、家賃の実費を支給しています。上限額は最も高い1級地（東京都23区など）の単身者で月5万3700円。

は基本的人権であり、政府

は最低居住面積水準を定め、水準未満の早期解消を掲げている」と指摘。「住

宅扶助を削減して達成率を上げようとしている」と述べ、住宅扶助削減で影響を受けた世帯数を質問。厚労省の鈴木俊彦社会・援護

局長は「44万世帯」と答弁しました。辰巳氏は「生活保護世

帯全体の27%にあたる3

～4世帯中1世帯が転居を迫られる」と批判し、削減計画の撤回を求めました。生活保護世帯の最低居住

面積水準達成率は単身世帯46%、2人以上世帯67%とある」と説明を繰り返しました。

塙崎恭久厚労相は「劣悪な住居に住んでいるのであれば転居を指導する」と答えた。

辰巳氏は、新たな家賃上限を超えて転居を余儀なくされた場合、住居を確保できのかと質問。鈴木社会

・援護局長は「経過措置も